

# 無足人と大庄屋

## 郷土制度と農村支配

文久三年（一八六三）、伊賀に隣接する大和の十津川で天誅組が拳兵しました。驚愕した幕府は、周辺諸藩に鎮圧部隊の派遣を命じます。その中心になったのは紀州藩・彦根藩と並んで津藩でした。そして、津藩の鎮圧部隊の大きな柱になったのが無足人と呼ばれる郷士の部隊でした。無足人とはどのような存在だったのでしょうか。

近世期には、郷村に居住する半農半士の郷士を認めて制度化したところが西国の外様雄藩を中心として、相当広範囲に存在しており、藤堂藩でも郷士を無足人として、武士に準じる地位を与えています。

『宗国史』職品編には、村里有名の家筋の者で鎧甲冑を所持する者を無足人とし、帯刀を許し、伊賀城代藤堂采女家に属する者であること、元和九年（一六二二）の越前戒嚴の際の五〇名の農兵取立が発端であることなどが述べられています。その後、寛文十一年（一六七二）には、銃隊士一名を取り立てており、この頃に無足人制度の基本が固まったようです。無足人頭は若干の俸禄を給されていましたが、無足の本来の意味は無禄であり、扶持を給されないが、有事の際には家臣として軍役を勤めるということであり、身分

1 二代將軍徳川秀忠が越前福井六七万石松平忠直を豊後に流した際、忠直が兵を起すのを警戒して、秀忠の内意を受けた大名が出陣の用意をしたことという。

明治5年3月伊賀無足人取調帳 元津県

年代	～1700	1701～1750	1751～1800	1801～1850	1851～1869	小計
類型A	1					1
類型B	6	7	12	94		119
類型C	1	6	10	25	33	75
類型D				9	164	173
類型E				5	26	31
類型F				7	108	115
無足人	8	13	22	128	197	368
無足人格				12	134	146
	8	13	22	140	331	514

- 類型A 右之者先祖以来土着之旧家ニ而永世帯刀之者ニ御座候
- 類型B 右者家筋竝由緒有之者共ニ付頭書之年中以来子弟ニ至迄永世帯刀差許御座候尤家筋由緒等別冊之通ニ御座候
- 類型C 右者村役等精勤致シ候者共ニ付頭書之年中以来子弟ニ至迄永世帯刀差許御座候尤由緒等別冊之通ニ御座候
- 類型D 右者軍資金穀調達窮民救助等奇特之筋有之候者共ニ付頭書之年中以来子弟ニ至ル迄永世帯刀差許御座候尤由緒等別冊之通ニ御座候
- 類型E 右者村役等精勤致シ候者共ニ付頭書之年中以来当主並嫡子迄代々帯刀差許御座候尤由緒等別冊之通ニ御座候
- 類型F 右者軍資金穀調達窮民救助等奇特之筋有之候者共ニ付頭書之年中以来当主並嫡子迄代々帯刀差許御座候尤由緒等別冊之通ニ御座候

無足人は享保期に二二〇〇名、寛保二年（一七四二）には、一九〇〇名余に登ったといわれます。無足人の格も後期になるに従って細分化されていったようです。弘化二年（一八四五）の無足人帳では、無足人頭・數廻無足人・御目見無足人・御供無足人・御供無足人格・御供無足人並・平無足人・平無足人格等々です。

明治五年（一八七二）の「伊賀無足人取調帳」という文書が県庁にあります。これには、明治五年まで継続した無足人・無足人格、五一四名の由緒が書き上げられています。この五〇〇名余は六つの類型に分類されています。それを時期毎に分類した表をみると、近世後期になるほど村役精勤や軍資金調達の功績により無足人になった者が増加していることがわかります。つまり、無足人は津藩の軍事力としても機能していますが、御用金の献納や村役人として郷村支配に功績があった者に対する

的には百姓ではなく武士であったといわれまます。したがって、平時においても百姓役などは免除されていました。他方、無足人は具足・鎧・馬・家来・鉄砲を普段から用意することが必要でした。これだけの装備を普段から用意するためには相当の経済力がなければ無足人はつとまりません。ですから、困窮している無足人の中には、毎年行われる無足人改の際に無足人帳に記載されることを望まず、無足人身分の凍結が行われることもあるのです。

無足人は御目見無足人（御供無足人）と平無足人に大別され、御目見無足人の中の五名の者が世襲で無足人頭を勤め、平無足人の中から選ばれた一三〇名の者が數廻り無足人としてその五組の銃隊に編成されていました。地域の數廻り無足人は保田組か治田組に所属しましたが、同じ村の無足人であっても組が違ふということもありました。現役の無足人には他に山廻り無足人三〇名程があり、伊賀国内の銃隊士としては、もう一つ小波田新田鉄砲一〇〇名を挙げることが出来ます。この中には多数の無足人が含まれていましたが、上野城代に直属していたといわれています。これらの現役の無足人は、無足人帳に登録された無足人の中から選ばれます。登録された

褒賞としての性格を段々と強めていったのです。

これら無足人は、伊賀における津藩軍事力の基軸でしたが、同時に郷村支配になう村役人層もこの無足人層と重なっていました。特に、伊賀国内の大庄屋は全て御目見無足人に属していました。津藩の郷村は、伊勢領・伊賀領共に一〇名づつの大庄屋が数十か村を管轄し、それぞれの大庄屋の居村名をとった組に分けられ、大庄屋の下には、何人かの組頭が置かれ、その下に各村の庄屋がいるという構成でした。

名張市域では南村（現南古山地区）が猪田組に属している他は、夏見組が長坂組に属していました。嘉永年間には大庄屋も御供無足人でした。大庄屋は郡奉行・郡代官の指揮監督を受けて組下の庄屋を統率する役目でしたが、年貢の割付にしても宗門改にしても藩吏の任務は実質的には大庄屋が代行し、藩庁からの布達類や村方からの訴願も全て大庄屋を経由していました。このように、無足人は津藩にとつて、軍事力編成においても郷村支配においても不可欠の存在だったのでした。

（茂木 陽一）